

TCBA 運営規約

<第1章 総則> 第1条 (本会員規約の範囲)

1. 本規約は、一般社団法人タカツキシティ バasketボール アカデミー(以下、TCBA という)の定款に定める賛助会員(以下、会員という)となった個人または団体に適用される。

第2条 (会員)

1. TCBAの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、会員制度への入会を申込み本アカデミーが承認したものを会員とする。
2. 本規約にいう会員とは、本社団法人の定款に定める賛助会員のことであり、別途定める年会費を納める個人または団体をいう。

<第2章 入会申し込みと契約>

第3条 (申し込み)

1. 入会を希望する者は、TCBA指定の入会申込書に必要事項を記入の上、TCBAに提出し、入会を申し込むものとする。

第4条 (入会申し込みの不承認)

1. 以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがある。
 - ①入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
 - ②入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
 - ③過去にTCBAから会員資格を取り消されたことがある場合
 - ④反社会的勢力や団体またはその関係者である場合
 - ⑤その他、TCBAが会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第5条 (年会費)

1. 年会費は入会申込時および第7条に定める会員資格の更新時まで支払うものとする。
2. 年会費は下記のとおりとする。
3,000円/年間 (傷害保険 1,000/年間・備品使用料 2,000/年間)

第6条 (年会費の払い戻し)

1. 会員が既に納入した年会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第7条(有効期間)

1. 本規約に基づく会員契約期間は、年会費を納入した日から1年間とする。
2. 期間満了日の1ヶ月前までに、会員またはTCBAから相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし以後も同様とする。

第5条(月謝)

1. 月謝は、翌月分を前月の月末までに、振込又は指定の月謝袋又は銀行振込にて徴収。
2. 月謝は下記に定めるとおりとする。
 - ① 週1回参加の方 2,000円/月
 - ② 週2回参加の方 3,000円/月
 - ③ 週3回参加の方 4,000円/月
 - ④ 週4回以上参加の方 5,000円/月
 - ⑤ 上記にチームクラス参加の方はプラス1,000円チームクラスのための参加は出来ません。
 - ⑥ 事情により月4回以上参加できない方のために参加チケットを用意する。
10枚綴り5,000円

第8条(変更の届出)

1. 会員は、その名称、住所、連絡先等、本アカデミーへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
2. 会員が第1項の変更手続きをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本アカデミーはその責任を一切負わないものとする。

第9条(退会)

1. 会員は、本アカデミー所定の手続きにより、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本アカデミーに対する支払いを免れないものとする。

第10条(会員資格の取り消し)

1. 本アカデミーは、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとする。
 - ① 成年被後見人または被保佐人になったとき
 - ② 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、または解散したとき
 - ③ 定期的に会費を納入せず、本アカデミーによる会費の納入に関する督促が3回に達したとき

- ④本アカデミーの総会員の同意があったとき
- ⑤本アカデミーが管理を受託している知的財産または技術（文章図書等および電磁的方法によって指示されるもの、機械器具類を含む）を、寄託者または原権利者、本アカデミーの承諾なくして他の者に再実施させたとき
- ⑥本規約または、その他本アカデミーが定める規定に違反した場合
- ⑦本アカデミーの名誉を毀損し、または本アカデミーの目的に反する行為をし、会員としての義務に違反したとき
- ⑧その他、本アカデミーが会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

<第3章 サービス>

第11条（サービスの利用）

1. 会員は、本アカデミーの行う以下のサービスを優先的に利用することができる。
 - ①本アカデミーが行う練習、大会、合宿に参加することができる。
 - ②メルマガや会報誌(不定期)を受け取ることができる。
 - ③本アカデミーの活動報告会、懇親パーティーなどへ参加することができる。(会費制)
 - ④本アカデミー主催大会などを参加・観戦することができる。
- ⑤本アカデミーの公式サイトへお名前掲載することができる。(希望者のみ)

<第4章 著作権および商標等>

第12条（著作権）

1. サービスによって提供される情報の著作権は本アカデミーに属する。
2. 会員は、サービスによって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することができないものとする。

第13条（商号および商標等の利用）

1. 本アカデミーが定めた商号および商標等を利用する場合は、事前に本アカデミーの承認を得る必要がある。
2. 商号および商標等の利用について、利用頻度、用途に応じて一定の利用料を徴収する場合もある。

<第5章 本会員規約の追加・変更>

第14条（規約の追加・変更）

1. 本アカデミーは、この規約を予告なく追加・変更することがある。追加・変更後の規約が本アカデミーホームページ等で閲覧可能となった時点から効力を有するものとする。

<第6章 免責および損害賠償>

第15条（免責および損害賠償）

1. 会員は、本アカデミーの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本アカデミーは一切責任を負わないものとする。
2. 万一、本アカデミーが会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本アカデミーは間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

付則 本会員規約は、平成31年4月1日より施行する。